

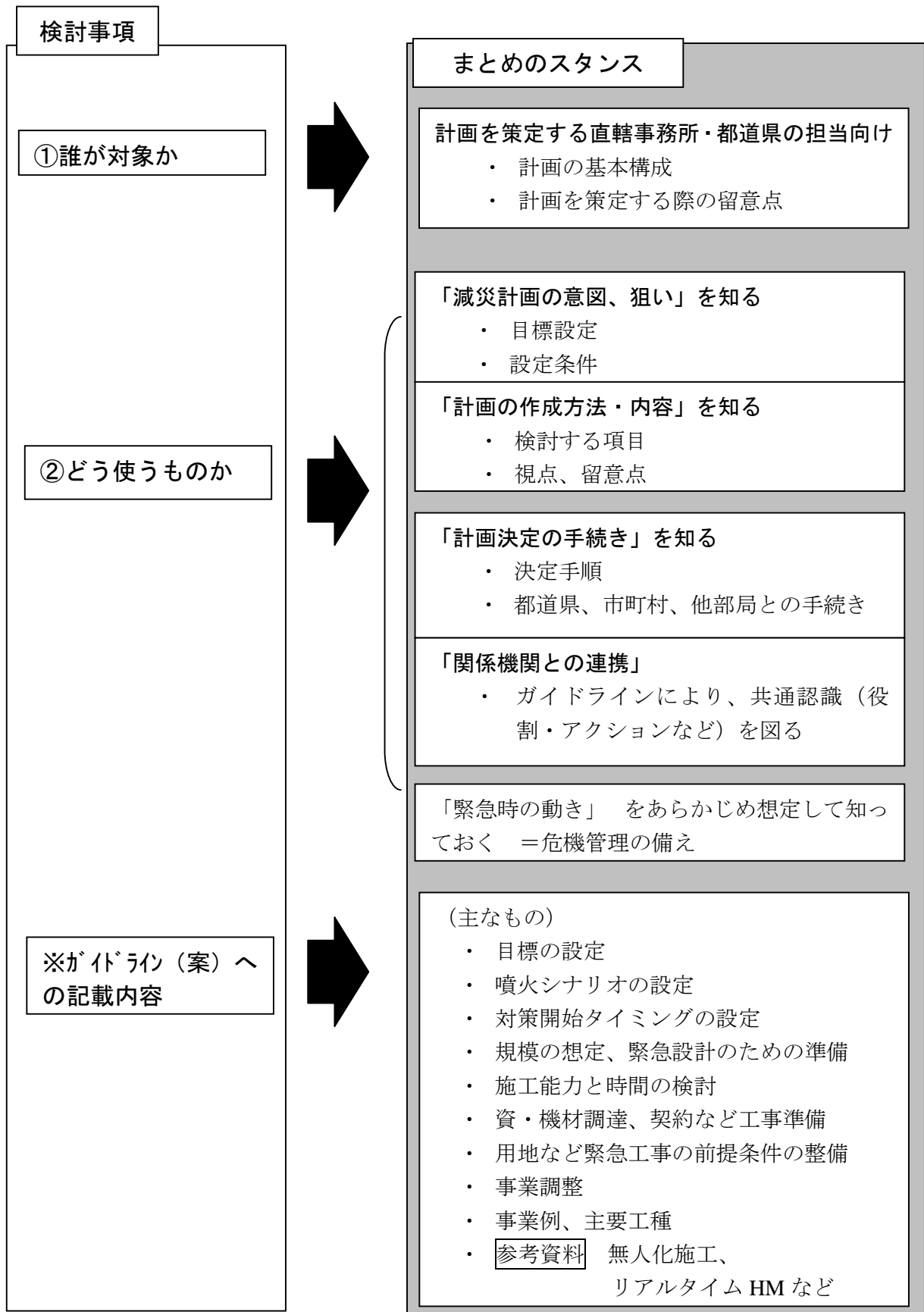
平成18年度
火山噴火緊急減災対策に関する検討会
第2回検討会資料

「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」の構成（案）

平成18年11月7日

国土交通省河川局砂防部

1. ガイドライン（案）の位置づけ



2. ガイドライン（案）の目次・構成

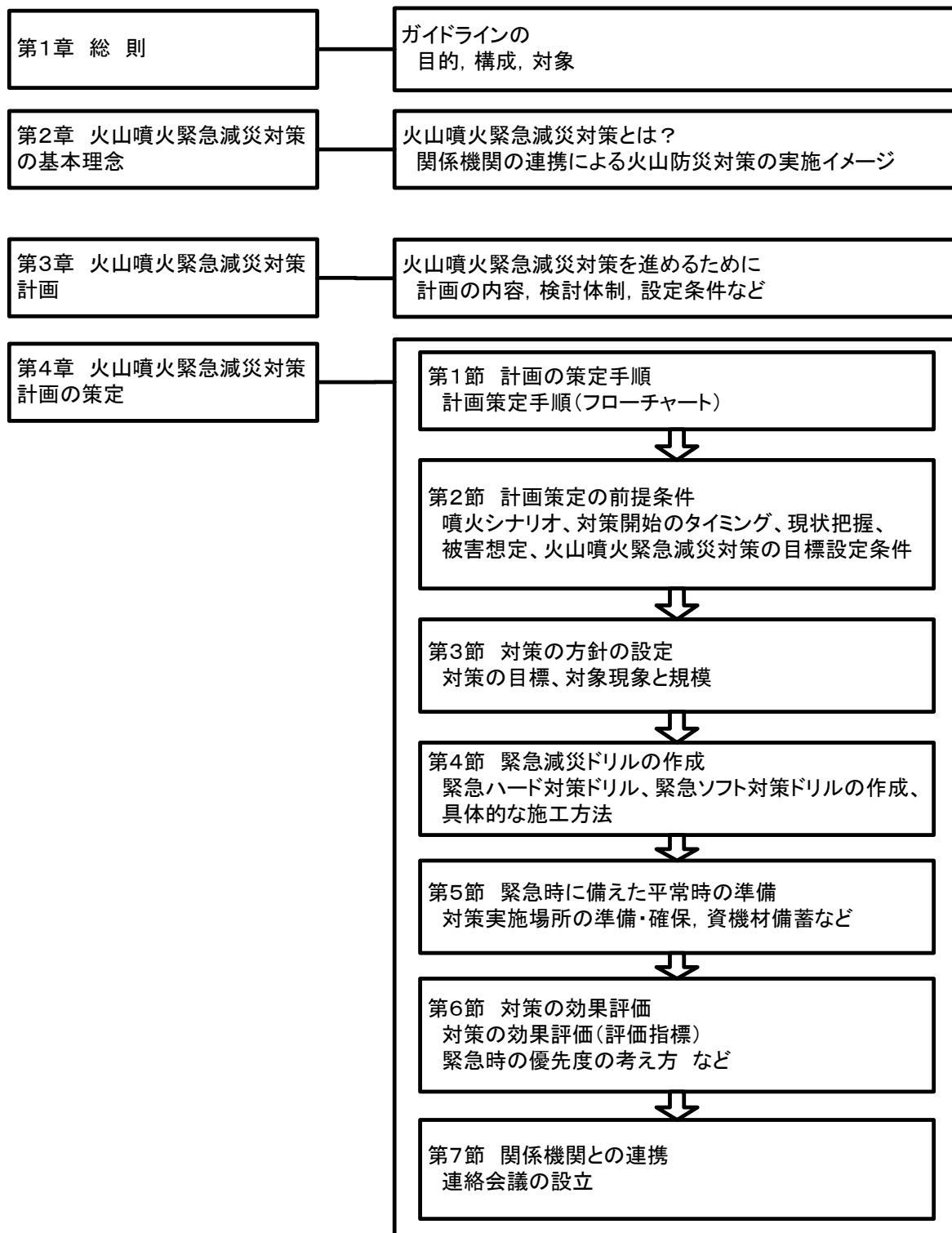


図 1 火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）の構成

3. ガイドライン（案）のポイント

表 1 火山噴火緊急減災対策ガイドラインのポイント（1 / 3）

目次		枠書きの記載内容
第1章	総則	
第1節	ガイドライン(案)の目的	ガイドラインのとりまとめスタンス (ハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応 (砂防部局が実施する基本的な検討項目および留意点
第2節	ガイドライン(案)の内容	ガイドラインの構成
第3節	ガイドライン(案)の対象者	ガイドラインの対象者 (砂防事業の担当機関とする
第2章	火山噴火緊急減災対策の基本理念	
第1節	火山噴火緊急減災対策の目的	火山噴火緊急減災対策の基本的スタンス (地域社会への影響を軽減するための対策 (噴火災害時に緊急的に行う対策 (あらかじめ整理検討
第2節	火山噴火緊急減災対策の枠組	火山噴火に対する防災対策の枠組み(+関係機関) 火山噴火緊急減災対策の位置付け
第3節	火山噴火緊急減災対策の実施期間	国土交通省が噴火緊急減災対策として緊急時および平常時に実施する、 ハード、ソフト対策のメニューの紹介 計画が対象とする対策時期(ステージ) (前兆～復興事業への移行の間 (準備工については事前も含む
第3章	火山噴火緊急減災対策計画	
第1節	火山噴火緊急減災対策計画の基本事項	火山噴火緊急減災対策計画の定義 =火山砂防計画のうち緊急対策+そのための平常時準備
第2節	計画の対象火山	対象とする火山の選定基準 (火山活動の活発度 と 社会的な影響
第3節	計画策定の体制	計画の主体と作成体制 (作成主体は、砂防部局 (作成時に、火山ごとに検討会 (検討会は、学識経験者・関係機関・地方自治体など
第4節	計画策定時の制約条件	緊急減災対策を検討する際に考慮すべき設定条件 (①噴火シナリオ、 ②観測体制、 ③対策の実施可能期間、 ④計画対象規模、 ⑤対策の実施箇所、 ⑥対策の実施体制、 ⑦社会的条件
第5節	計画に定める事項	緊急減災対策計画に整理する項目 ①噴火シナリオ、 ②前兆現象等の観測体制、 ③情報伝達の方法、 ④噴火シナリオ毎の対策ドリル、 ⑤その他 を整理して記載する。
第6節	実効性の継続的な検証	計画の検証を通じた継続的な見直しの必要性
第7節	計画の改定	計画の見直し・改訂の時期の目安など

表 2 火山噴火緊急減災対策ガイドラインのポイント (2 / 3)

目次		枠書きの記載内容
第4章	火山噴火緊急減災対策計画の策定	
第1節	計画の策定手順	策定手順のフロー
第2節	計画作成の前提条件	
	(1) 噴火シナリオの作成	噴火災害シナリオの作成方法など (気象庁と砂防部局の協力)
	(2) 対策開始のタイミングの設定	噴火シナリオや火山監視情報等を参考に設定
	(3) 現状の把握	計画の策定時の調査把握事項 ①火山監視・観測、 ②情報伝達・共有、 ③警戒避難体制、 ④ハード対策の状況 ※ 関係機関と調整をしながら現状を調査・把握。
	(4) 被害想定	定量的な被害想定 (数値シミュレーションによる被害範囲の想定 (被害範囲や被害家屋数などの算出)
	(5) 対策の目標設定条件の検討	どこまで対策が可能か、制約条件となる項目の検討 1) 実施可能期間 2) 対象規模 3) 対策の実施箇所 4) 実施体制 などの制約条件の設定について
第3節	対策方針の設定	噴火シナリオや目標設定条件をもとに、対策で対応する規模、範囲等の噴火現象と規模を設定。
第4節	緊急対策ドリルの作成手法	
	(1) 緊急対策ドリルの構成	緊急対策ドリルとは ＝緊急時に対策メニューを実施するための個別計画 (火山活動状況により対策も変化していくため「ドリル」という表現に) 緊急対策ドリルへの記載事項 (①想定現象・規模、②対策の目的、③設定条件、④対策の内容)
	(2) 対策メニューの選定	緊急減災対策の主なメニューについて ・緊急時の対策 ・噴火前からの平常時準備事項
	(3) 緊急ハード対策ドリルの作成	緊急ハード対策ドリル作成時に検討する項目 ①工種・工法の選定 ②施設の構造・諸元の検討 ③ドリル毎の配置位置の検討 ④ドリル毎の仮設や資機材調達等の検討 ⑤ドリル毎の施工時間の検討 ⑥ドリル毎の対策効果
	(4) 緊急ソフト対策ドリルの作成	緊急ソフト対策ドリル作成時に検討する項目 ①設置する監視・観測機器の種類検討 ②監視・観測機器の配置位置の検討 ③リアルタイムハザードマップの運用方法の検討 ④情報配信システムの検討
	(5) 具体的な施工方法の検討	具体的な施工方法の検討の際の留意点など ①必要な資機材数の算出 ②資機材を調達・運搬するための体制・方法 ③必要な用地面積の算出 ④施工スケジュールの作成 ⑤工事の安全管理
	(6) 緊急対策ドリルのとりまとめ	以上の検討結果を緊急対策ドリルとしてとりまとめる。

表 3 火山噴火緊急減災対策ガイドラインのポイント (3 / 3)

目次		梓書きの記載内容
第5節	平常時の準備	
(1)	平常時の準備として必要な事項	緊急時に緊急対策ドリルを実現化するために、平常時から準備・調整しておくべき項目(2)~(5)
(2)	対策用地の確保	平常時から対策用地の確保に努める。また、必要に応じて火山山麓緩衝帯等を活用した対策用地の確保方法を検討
(3)	緊急支援資機材の備蓄	資機材保有数等をデータベースとして整理、あらかじめ集積。
(4)	火山防災ステーションの機能強化	地方公共団体と連携して、火山監視情報の住民等への提供及び緊急支援資機材の備蓄機能等を有した火山防災ステーションの機能強化。
(5)	光ケーブル網等の整備	地域住民の広域避難支援等に活用するための光ケーブル網等の整備
(6)	準備スケジュールの作成	基本対策と整合性をもった緊急減災準備のスケジュールを作成
第6節	対策の効果評価	
(1)	効果評価の基本的な考え方	噴火緊急減災対策実施前と実施後の評価指標とを比較 対策の効果評価指標は可能な限り定量的な指標を使用
(2)	対策の効果評価指標	効果評価の指標 ①人家戸数・人口および災害時要援護者数、 ②資産金額、③流下遅延時間、 ④保全される土地の面積・避難施設数・重要施設数、 ⑤保全される交通網と迂回時間等の効果、 ⑥施工に要する時間、 ⑦その他定量的に被害を算出できる項目
(3)	緊急時の整備優先度の設定方法	実施箇所の優先順位の検討 ①土砂移動現象・規模の発生頻度、 ②被害減少効果、 ③保全される対象の重要度、 ④地域社会に与える影響
第7節	関係機関との連携	関係機関との連携の必要性とその体制 (平常時から、地域・火山ごとの連絡会議を開催) 関係機関との調整事項 (火山活動の現況、住民避難の方法、 対策の実施場所・時期・内容、 情報の一元化と共有方法 など)